

## 理事長挨拶



公益財団法人 日本宗教連盟

理事長 石倉 寿一

賭して力を尽くしてくださった多くの方々のおかげにより、現在私たちが享受している「いいのち」と生活があります。あらためて数多の犠牲者を偲び、報恩と感謝を捧げる一年にさせていただきます。

謹んでごあいさつ申し上げます。平素より日本宗教連盟の諸活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和六年能登半島地震、並びに豪雨災害等により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を捧げます。そして、いまなお深い悲しみや困難を乗り越えて懸命に努力している方々の心に寄り添い、一日も早く平ります。

本年は阪神・淡路大震災から三十年、さらに終戦八十年という節目を迎えました。先の大戦における犠牲者をはじめ、復旧、復興に身命を

# 日宗連通信

令和7年2月15日  
編集発行  
(公財)日本宗教連盟  
東京都港区芝公園4-7-4  
明照会館内  
Tel.03-3432-2807  
Fax.03-3432-2800

教全	派日本	神道連合	仏教連合	会会	会会	会会
日新	日本	キリスト	社	本	本	本
神	日本	社	教	團	團	團

## 令和六年能登半島地震災害の現状と課題

特集

一方、人工知能（A.I.）など、科学技術の急速な進展により、私たちの生活様式は大きな変化を続けています。また、緊張状態が続く国際情勢、気候変動への対応も地球規模での重要な課題です。このような中で、宗教や信仰がどのような役割を果たしていくのか、その根本的な問いも投げかけられています。

このような時世を踏まえて、本年も信教の自由の尊重と擁護、宗教文化の振興を目的とした諸活動を進め、加盟の各団体ひいては各宗教法人の適正な管理運営等を推進して、相互啓発に努めてまいります。

（新日本宗教団体連合会理事長）

令和六（二〇二四）年元旦、一六時一〇分に、能登半島を中心にマグニチュード七・六の地震と直後の津波、火災が発生して多くの方が犠牲となつた。特に震源に近い奥能登地域の被害は甚大で、多数の社寺教会施設も被害を受けた。能登半島は、歴史的経緯から真宗大谷派の寺院と門徒が多い地域である。平成十九（二〇〇七）年三月二十五日にもマグニチュード六・九の地震が発生し、七尾市、輪島市、穴水町で震度六強を観測している。当時、輪島市門前町にある曹洞宗大本山總持寺祖院は甚大な被害を受け、十四年にわたる耐震保存復興修理工事を終えた令和三年四月に「大本山總持寺祖院震災復興落慶式」が営まれたばかりであった。



この度の震災で輪島市の海岸線は大きく隆起し、奥能登は地割れによる道路の破損寸断の範囲が広く、ライフラインが途絶えていたことから、孤立状態となる地域が多数あり、近隣地域の社寺教会による現地の状況確認も困難な状況だつた。包括宗教法人による被災状況の把握には数カ月の時間を要した。

ここでは、日本宗教連盟及び、教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会の活動を記録し、令和六年能登半島地震で顕在化した現地が抱える切実な問題を提示する。

## 【日本宗教連盟の初動対応について】

日本宗教連盟は、発災翌日の令和六年一月二日にホームページでお見舞い文を公開。一月十八日午後、参議院議員会館内会議室において行われた、赤池誠章参議院議員（元内閣府孤独・孤立対策担当副大臣）主催の「勉強会」に当連盟の顧問、理事、監事、幹事、委員会委員長、委員等が出席し、同会に参加していた文化庁宗務課、並びに、赤池議員を交えて、令和六年能登半島地震の被災状況について情報交換を行った。

当連盟は、今後の災害復興において住民の心の拠り所となる地域コミュニティと、信仰に根付いた宗教施設や伝統文化施設の復旧に関して十分なる施策が実施される必要があると考えており、令和六年二月六日、宗教文化振興等調査研究委員会を中心に国会議員に対して要望を行い、二月十三日には文化庁会議室、及び、オンライン会議を併用して、能登半島地震に関する被害状況と今後の復興支援のあり方について、文化庁と意見交換を行つた。

また、三月四日、文部科学大臣、並びに、文化庁長官宛に、能登半島地震により被災した公益法人等の建物等の復旧のために行われる募金を「指定寄附金」として指定がなされるよう「要望書」を提出した。指定寄附金制度とは、公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるものとして財務大臣が指定したもので、宗教法人も対象となる。さらに要望では、これまでの指定寄付金制度は申請書類が煩雑であり、通常の活動を行うこともままならぬ状況下の被災者にとっては申請書類作成の負担が大きく、結果、過去の災害時には申請を断念したという事例があつたと、当連盟は聞き及んでいる。要望書では指定寄附金申請の手続き

簡素化についても言及した。

発災から三ヶ月が過ぎた頃、当連盟は、稻場圭信大阪大学大学院教授から、被災地の深刻な状況と諸問題、また、宗派を超えた災害支援の状況について情報提供を受けた。急遽四月十七日前に「能登半島地震に関する報告会」をオンラインで開催。稻場教授、並びに、竹原了珠

真宗大谷派能登教務所長を招請して現状報告を受けた。併せて、神社本庁、全日本仏教会、新日本宗教団体連合会、日本キリスト教連合会からも、それぞれ被災状況や支援状況の報告があつた。当連盟役員等、並びに、五団体関係者、包括宗教法人関係者、被災地域の宗教法人関係者、及び、文化庁宗務課のおよそ五十名が参加して情報を共有し、活発な意見交換が行われた。

指定寄附金については、令和六年五月二十七日に財務大臣の指定（告示）によって、この度の「令和六年能登半島地震」により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、一定の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、「指定寄附金」として、寄附者は所得税又は法人税の税制上の優遇措置の適用を受けることができることとなつた。申請期限は本記録記載の時点で、令和九年十二月三十一日までとなつていて。

以上の内容については、令和六年六月発行の『日宗連通信』を参照されたい。

### 【地域コミュニティ施設再建、並びに、行政手続きの補助に関する復興基金活用を要望】

当連盟は、平成二十八年熊本地震の際に熊本市が実施した「平成二十八年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金」の事例に着目して、石川県知事宛に要望書を提出。地域コミュニティ施設の再建に復興基

金を活用すること、併せて、被災者等の生活再建が進むように、行政手続き申請を支援するための復興基金活用について要望した。

要望書  
石川県知事 駐浩様

この度、財務省から令和六年能登半島地震で被災した宗教法人を含む公共・公益法人等に係る指定寄附金の指定の告示がなされました。当該地震による被災社寺等、宗教施設の被害は甚大であることから、指定寄附金の指定は、今后本制度を活用しての復興を目指す宗教法人にとって大きな希望になるものと存じます。

然しその一方で、指定寄附金の申請書式は大変煩雑であり、多大な損害を被り、通常の活動を行うこともままならない非常事態下にあって、被災により避難生活を送っている宗教法人の代表役員ら（宮司、住職など）もいる中で、申請書類の作成や所轄庁との調整など当該申請手続きは、困難を極めるのではないかと危惧しております。当連盟でも、過去の震災において、その申請の煩雑さ故に適用を断念したという事例が多くあつた旨、聞き及んでおります。此の点、申請に際し、若し日本行政書士会連合会や各県の行政書士会等の協力・支援を得られるのであれば、本制度の速やかな申請が行え、被災社寺等、宗教施設の復興の加速化に向けた取り組みにつながっていくものと考えます。

平成二十八年に発生した熊本地震の復旧復興にあたつては、熊本県において、復興基金の一部ニユートとして、神社・石祠等の早期復旧を図るために、再建に要する経費を支援する地域コミュニティ施設等再建補助金を創設されたと聞及んでおります。県内各地の神社、仏閣、教

会、祠宇、仏堂、教会所は地域の伝統文化の継承やコミュニティ形成の中核を担つております。また、震災時においては、避難所や防災活動の拠点として活用される等、信者や崇敬者のみならず地域の方々の心の安寧に寄与する施設としても重要な役割を果たしており、これら宗教施設の早急な復興は被災地域の再生にとっても大きな影響を与えるものであると思慮致します。

つきましては、貴県の復興基金が地域コミュニティ施設等の再建補助金及び行政手続きに係る支援の費用として活用できるよう、何卒格段の御配慮をお願い致したく、ここに下記の通り要望いたします。

#### 記

・熊本地震の事例と同様に地域コミュニティ施設等再建補助金を復興基金の活用事業に含めること  
・指定寄附金制度に係る行政手続申請の手続きに係る支援の費用を復興基金の活用事業に含めること

令和六年六月二十日

公益財団法人 日本宗教連盟  
理事長 田中 恒清

### 【石川県議会で地域コミュニティ施設等の再建支援のための復興基金の成立と、政府与党との意見交換】

令和六年九月三日の石川県知事記者会見で、令和六年度九月補正予算案の概要が発表された。報道発表資料には、熊本地震の際の支援を大幅に拡充した地域コミュニティ施設等の再建支援で、「復旧が必要と市町長が認定する施設等（集会所、神社など）」と明記されている。知事からは、能登地域を中心に集会所や神社などの

地域に根付いたコミュニティ施設が多く被災しましたが、それらは地域社会における交流の場、そして、能登の祭り文化の活動の中心となる施設であり、能登の復興に欠かすことはできない。

政教分離の原則を踏まえつつも、復興基金を活用した支援策を講じることとして、地域コミュニティの維持・再建にかかる費用の四分の三、最大千二百万円まで助成、地域住民の負担軽減を図る、と発表された。（出典・石川ホームページ令和六年知事記者会見）

その後、十月一日の石川県議会で、令和六年度石川県一般会計補正予算が成立し、各市町で十月下旬頃から「地域コミュニティ施設等再建支援金」の補助金支援が始まったが、同補助金は、申請主体が「コミュニティ施設を管理する「集落または自治体」」であることを確認いただきました。

①申請先市町に存在しており、土地に固定している工作物または建築物であること

②専ら地域・集落の住民が利用していること※憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く

③専ら地域・集落の住民が交代で維持・管理していること

④地域・集落の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること

以上の四つの要件をすべて満たし、地域・集落のコミュニティを維持するためには復旧が必要であると市町長が認めるもの、と限定されている。

当連盟は、令和六年十一月十八日、自由民主党本部で開催された「予算・税制等に関する政策懇談会」に理事、事務局長、委員長が出席し、

YouTube 動画配信中  
「防災・減災、災害時の地域協力－社寺教会施設の活用を考える」セミナー

石川県の復興基金に関する意見交換を行つて

### 【宗教界による防災への取り組みの推進】

令和七(二〇二五)年一月十七日には、阪神・淡路大震災発生から三十年を迎えたが、当連盟では、阪神・淡路大震災発災後の平成七年二月二十一日付けで大蔵大臣、厚生大臣、内閣官房長官に対し、宗教施設も公費三分の一負担（当時）によるがれき撤去が行われるよう要望、同

年三月六日には政府与党に指定寄附金の指定を要望するなど、大規模災害に際しては後方支援を行つてきた。以降、東日本大震災等の大規模災害時には、指定寄附金の指定を文部科学省等に要望し、これらの制度が宗教施設の復興再建に役立てられるよう国に働きかけを行つてきた。

また、令和四年五月十八日には、「防災・減災、災害時の地域協力－社寺教会施設の活用を考える」セミナーを開催し、YouTube でセミナーリーアクションを配信するなど、宗教法人による防災・減災の取り組みや、宗教界で進める災害時の協力、地域社会との連携による共助の活動の広がりについて、社会に対し情報発信している。

なお、稻場圭信大阪大学大学院教授の令和元年及び令和六年の調査によると、宗教施設と災害協定や災害時協力関係のある自治体は四百八自治体（そのうち、災害協定締結自治体は令和元年の百二十一自治体から五年間で四割増の百七十一自治体に）、指定避難所や指定緊急避難場所等の災害時協力の宗教施設の数は四千五百件に上つてている。



↑前半

後半↓



## 教派神道連合会の活動について



金光教交流会「歌の会」一緒に歌を

金光教は、金光教首都圏災害ボランティア支援機構と、一般社団法人ひかりプロジェクトの共同プロジェクト（首都圏）を始め、三つのグループが被災地で令和七年一月現在も活動を継続している。

発災後は三月八日から十日にかけて現地調査に入った。四月十五日に富山県射水市で「こんこうボランティアハウス」を立ち上げ、四月二十二日から活動を開始、七尾市や内灘町での災害廃棄物の搬出運搬を行った。五月中旬からは車持ち込みボランティアとして、ボランティアの送迎ドライバーを兼ねながら、門前地区での焼き出しを実施。九月には七尾市中島町や志賀

町富来にて交流会（落語、歌の会、茶話会）を開催。また十一月には志賀町富来と内灘町にておしゃべりサロンとマッサージ、マジックショー、クリスマスリース作り等を実施した。また、九月豪雨災害ボランティアとして、十月から十一月にかけて河井町や門前町浦上地区にて、屋内の廃棄物の搬出や運搬、床はがしや泥の搔き出しに携わった。

金光教大阪災害救援隊（大阪）は、一月六日に先遣隊を派遣。一月十七日から十九日に第一次派遣として、輪島高校と門前町浦上公民館にて炊き出しを実施。十一月九日から十二日には第二十次派遣を実施した。活動は門前町での炊き出しがメインだが、他の団体提供の支援物資配布も行い、九月豪雨災害時の泥の搔き出しにも携わった。

KY A 災害復興支援団（金光教少年少女会連合本部—岡山）は、二月に先遣隊を派遣。四月八日に作業車両八台と重機群、奉仕者十三名で、

支援団現地本部となる能登町松波消防団旧詰め所（全棟を単独借り受け）入り。社会福祉協議会との協議で、被災後手つかずの町内一村（白丸地区）すべての復旧を担当することに決定。その結果を受け、四月十日から第一便のボランティア派遣を開始し、十二月二十四日まで八十三便が派遣された。令和七年一月七日から八十四便がスタート、三月まで支援活動を継続する。

大本・人類愛善会は、一月六日から十日に第一次派遣隊が救援活動を行った。石川県、富山県、新潟県の特に被害の大きかった地域を中心には、在住の信徒の安否・被害確認、救援物資を届けるため、職員を派遣した。また、二月十六日から十八日に第二次派遣隊を派遣。第一次の際に立ち入ることができなかつた輪島市をはじ

届けるため、職員を派遣した。また、二月十六日から十八日に第二次派遣隊を派遣。第一次の際に立ち入ることができなかつた輪島市をはじめ、能登半島在住信徒の安否確認・被害確認、救援物資を届けるため職員を派遣し、合わせて、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町の海



大本 令和6年6月17日 供茶、ご神水散布

岸でご神水散布を行つた。六月十七日には令和六年能登半島地震で犠牲となつた方々への慰靈のため、石川県羽咋市千里浜海岸で大本教主により供茶、ご神水散布を行つた。また石川県在住の信徒らが愛善歌を奉納し慰靈を行つた。なお、四月には輪島漆器商工業協同組合へ、五月には公益財団法人白米千枚田継承保存会へ、それぞれ義援金を贈呈し、五月から十月には令和六年能登半島地震で被害を受けた信徒へ見舞金を贈呈した。

神道扶桑教は、所属教会と信徒の協力を得て、自然由来の濯ぎゼロ・自然分解可能な洗剤「海へ・<sup>マリ</sup>」を石川県と富山県のボランティア団体をとおして支援配布した。この洗剤は、落とした汚れを纖維に再付着させない独自技術で濯ぎがいらないため、少量の水で洗濯が可能。また易生分解性洗剤なのでそのまま土壤に廃棄したり川に流しても問題がないとのこと。洗剤は、断水が長引く地域で活用された。

## 神社の被災と神社本庁の対応



被害調査と応急措置

震災発生後、災害対策委員長（田中恆清総長）は、直ちに令和六年能登半島地震災害の指示により、直ちに令和六年能登半島地震災害対策本部を設置し、現地の要望に応じて、神社本庁職員を二度に亘り派遣、被災状況の把握及びその後の復旧復興対策について協議してきた。

神社の被害は、石川県の能登地方を中心北陸四県の約二千三十社に亘り、甚大な被害が齎された。

以下に、神社本庁及び関連団体の支援策の主なものを報告する。

### ② 災害復旧の特別措置について要望書提出

神社の復旧については、過去に行き過ぎた政教分離により瓦礫の処理などにおいて不適に取扱われた例も報告されていることから、今回そのようなことがないよう神社本庁総長・神道政治連盟会長の連名で、中曾根国會議員懇談会会長宛に要望書を提出するなど、早期復旧に向けた働きかけを行つた。

### ③ 神道青年全国協議会による被災地支援

神道青年全国協議会及び北陸神道青年協議会と連携を取りつつ、震災直後から被災状況の確認調査に努めるとともに、支援物資の調達並びに搬送を行つた。

また、石川県神道青年会では、北陸神道青年協議会と協力し、復興祈願祭を執り行うとともに、犠牲者の慰靈と震災復興の願いを込め、「光舞」を奉奏するなどして、被災地の早期復興を願つた。



復興祈願祭の様子

### ① 神社義捐金の募集並びに贈呈

被災神社の速やかな復興支援を図るべく、「神社義捐金」を令和六年三月末日まで募集した。

その結果、全國神社・神職を始め氏子崇敬者の支

方々から約五億八百五十万円をお寄せ戴いた。

その後、神社本庁災害等対策資金会計からの支出金を加えた総額五億三千万円を、被災状況を勘案した按分方法によって四県（石川・富山・新潟・福井）の被災神社宛に神社庁を通じて贈呈した。贈呈に際して、総長が被災した北陸四県の各神社庁を訪れ、義捐金の目録を手交するとともに、それぞれ県内被災神社の現況などの視察を行つた。

### ④ 社殿復旧用材譲渡への支援

被災神社の本殿及び仮殿等の建築用に復旧・復興の資材として、伊勢の神宮より神宮古殿舎撤却材及び神宮宮域林間伐材の譲渡支援が決定した。また、資材の指定場所への運送費を神社本庁が負担することで、復旧復興の一助となるよう策定された。実際に用材を利用する為には、今少し地域の復興を踏まえながら進められる。

### ⑤ 小型神棚無償提供

伊勢の神宮より無償提供を受け、被災者の神宮、氏神神社への崇敬の念と、家庭祭祀の伝統を継承する為、仮設住宅者を対象に小型神棚を配布した。

## 能登半島地震復興支援 新宗連の取り組みと課題



被災住宅での家財道具の運び出し作業（石川・七尾市）

新日本宗教団体連合会（新宗連）は、能登半島地震発生直後より加盟教団および現地NGO等と連携し、被災地の状況把握に努めた。各教団による個別支援の一環として、松緑神道大和山は被災地NGO協働センターと連携し、令和六年一月六日に毛布百四十二枚、無洗米百二十キログラム、衣類などの支援物資をチャーター便で珠洲市の避難所へ輸送。一月十二日には非常食や追加の無洗米を送り届けた。

立正佼成会は一月二日に災害対策本部を設置

し、翌三日にはお見舞いのメッセージをホームページ上で発表するとともに、本部スタッフを現地に派遣し、近隣教会の会員と協力して被災者への物資支援を実施、自治体へも支援物資を提供した。また、「一食平和基金」から被災した北陸三県の自治体へ見舞金が寄託された。その他

の加盟教団もそれぞれ被災した会員、信徒の見舞いや救援活動を展開し、関連団体への支援が行われた。

新宗連本部では一月九日に新宗連国際救援金から特定非営利活動法人AMDA（アムダ・岡山県岡山市、佐藤拓史代表）および被災地NGO協働センター（兵庫県神戸市、頼政良太代表）へ支援金を寄託。その後、二月には事務局員二名を現地へ派遣し、七尾市を中心とした調査を実施した。調査では、長期化する断水や避難所生活の実態を把握するとともに、頼政氏へのインタビューを通じて住民の課題を精査。新宗連としての支援方針策定に資するものとした。

この調査結果を踏まえ、被災地NGO協働センターの協力を得て、四月から第一次ボランティア隊を七尾市に派遣。その後十二月までに計十回にわたり、円応教、大慧會教団、基督教眞光、妙智會教団、立正佼成会の五教団から延べ八百人以上のボランティアが参加し、支援活動を開いた。ボランティアには教団の専従職員のみならず、全国各地から多くの信徒や一般会員が参加した。活動を通じ、具体的な支援とともに「人の温かさ」や「人と人とのつながり」の重要性を改めて認識するとともに、被災地の住民が困難な状況下でも前向きに生きる姿勢に感銘を受け、継続的な派遣の原動力となつた。これに



泥のかき出し作業に励むボランティア（石川・七尾市）

より、リピーターとして活動に参加するボランティアも増加した。

また、直接的な派遣は行えないものの、加盟二十教団の各教団・教会で募られた基金は新宗連国際救援金に寄託され、ボランティア派遣を支援する役割を果たした。

支援活動は多岐にわたり、がれきの撤去、家財道具の搬出、ブロック塀の解体、オートキャンプ場の環境整備、水道管の漏水調査などを実施。さらに、支援物資の管理・仕分けや仮設住宅での住民支援にも注力し、被災住宅の廃材を活用したベンチやレンジ台の制作を通じて生活再建を後押しした。一方で、仮設住宅における住民の孤立や灾害関連死のリスクが新たな

課題として浮上。これを受け、被災地NGO協働センターは支援団体と協力し、住民同士の交流促進を目的としたイベントや家庭訪問を実施した。八月六日には新宗連国際救援金から被災地NGO協働センターに追加の支援金を寄託した。

また、地域復興と地域住民との絆を深めるため、九月には能登地域の伝統行事「お熊甲祭」（おくまかぶとまつり）および「新宮祭」（しんぐうさい）に参加。しかし、九月二十一日に接近した温帯低気圧の影響で記録的な大雨が発生し、「お熊甲祭」は中止を余儀なくされた。

二十二日には石川県全域に避難指示が発令され、珠洲市や輪島市では河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、百十五カ所が孤立、九カ所の仮設住宅が浸水し、多くの住民が避難を強いられた。

これを受け、新宗連のボランティアも被災地NGO協働センターの要請に応じ、七尾市内で床下浸水の復旧作業を開始。さらに、輪島市では浸水被害を受けた住宅の泥かき作業、珠洲市では孤立集落への飲料水供給や避難所となつた中学校への物資提供を実施した。学生ボランティアや地域住民と協力しながら家財の搬出や清掃作業も行った。

令和六年十月以降もボランティア活動を継続し、第七次隊から第十次隊にかけて主に輪島市で支援活動を展開。民家の床下に堆積した泥の除去や土嚢袋詰め作業を実施したほか、輪島塗の工房においては床下の泥撤去、壁材の修復、清掃作業を行い、空き家の片付けにも尽力した。また、寒さが増す中、仮設住宅で暮らす住民の要望に応じ、冬用布団の配布を行った。

## 全日本仏教会と 加盟団体の状況について

全日本仏教会（全仏）は、令和六年一月二日を公開、加盟宗派もそれぞれホームページでお見舞いメッセージを公開し、災害支援活動を開始した。

一月十八日、全仏は加盟宗派に對して各県別の被害寺院数を把握するための調査を依頼。何らかの被害があつた寺院数を令和六年一月末日にまとめて機関誌『全仏』第六六一号（令和六年四月）で公開した。石川県だけでも八百九十九件（暫定値）の被害があり、富山県、新潟県、福井県等で被害が確認された。

全仏は復興支援のための志納金を募り、石川県、富山県、新潟県に寄付、また、二月一日には救援活動を支援するために全日本仏教青年会に寄附を行つた。

特に被害の多かつた真宗大谷派は、一月二日に本山に灾害対策本部を設置。能登教務所（七尾市）は断水、通信断絶していたことから、同日には金沢教務所に本部を設置した。能登教務所の所員も被災したが動ける所員で一月三日早晨に教務所を出発、珠洲市等の奥能登を回り、本山派遣隊やボランティアの安全が確保できるか被害状況を把握した。本山の派遣隊は一月三日にトラックと公用車で京都を出発、支援物資を途中の避難所に届けながら四日に能登教務所へ入った。真宗大谷派能登教区には三百五十三カ寺あり、そのほとんどが被災したが、特に被害が酷かった珠洲市、鳳珠郡能登町の寺院には、岐阜の建設業者の協力を得てブルーシートによる雨漏り応急処置を行つた。過去の地震の経験

から、能登教務所は平時から電子メールやLINE等による緊急時連絡網の構築を各宗派にも勧めている。

曹洞宗を根源に持つシャンティ国際ボランティア会（SVA）は、一月六日に初動調査として災害担当者が被災地入りした。

活動の仮拠点を七尾市の寺院に設置し、一月

十日、十一日は珠洲市で物資の配布や、鳳珠郡中島町の自主避難所で炊き出しを行つた。並行して輪島市門前町の調査を行つたところニーズが多く、また、輪島市から要請もあり、一月十二日には門前公民館に入り、その後、禪の里交流館（輪島市門前町）を拠点として、避難所の運営、炊き出しや物資配布の調整を行つた。また、地元をよく知る二名を現地雇用して支援活動を展開した。避難所運営が落ち着いてきたころから入浴買い物支援バス、セントラルキッチン、サロン活動を行つた。シャンティの今後の支援事業は、地域の人々と一緒に復興の道を探りながら「ゆつくり、ともに住んで、ともに歩んでゆく」ことである。



令和6年6月5日 真宗大谷派ボランティア支援センターによる墓前の本堂屋根瓦撤去支援（珠洲市）



←全日本仏教会ホームページ  
機関誌『全仏』過去号から  
『全仏』第662号（令和6年7月）に詳細

## 日本キリスト教連合会 カトリック教会の取り組みを 中心として

令和六（二〇二四）年一月一日に石川県能登半島で起きた大地震では、建物の倒壊や津波の被害で多くの犠牲者が出た。キリスト教諸派の教会は、発災直後から犠牲者のために祈り、復興支援のための活動を継続してきた。ここでは、カトリック教会の取り組みを中心に報告する。

一日の地震発生直後から、石川地区の司牧を担当する司祭が情報の収集に尽力し、道路が寸断され現地まで足を運べない状況下にあっても、懸命に被災地の状況を把握するよう努めた。一月一日には、ローマ教皇フランシスコから「すべての被災者に心から連帯し、特に死者やその死を悼む人々、行方不明者の救助のために祈ることを約束します」とのメッセージが寄せられている。

一月三日には教会関係者がオンライン会議を行い、

状況の確認と今後の方針について検討、一月七日に方針が決定された。その方針に基づき、ホームページによる情報の発信、救援金の募集開始、ボランティアの受入れ体制の整備等が始まった。

まず、支援活動にかかるすべての業務の本部として、カトリック金沢教会に



カリタスのとサポートセンターによる水支援



聖母幼稚園（七尾市）での交流の場  
「じんのび食堂」の活動

「センター」を開設した。その後、復興支援活動が進むのに合わせて、教会施設にボランティアベースを設置し、地域社協や他宗教の関係者と協力しながら支援活動を展開していく。

水道が復旧していない地域では、トイレ、手洗い用の給水タンクと飲料用にウォーターサーバーの支援を行う水支援、地域の方々が暖かい食事を食べながらゆっくり交流する場としての「じんのび」（七尾の方言で「のんびり」の意）食堂の開始。じんのび食堂では、「温かいお茶漬けもおいしかった」、「毎日が水汲みと洗濯に追われていたので少し気持ちに余裕が出てきて、気分転換ができた」との声も聞かれた。

発災から一年を経て、支援活動の形も少しずつ変わってきているが、これからも被災された方々に寄り添い、支援活動に協力していきたいと思う。

ここではカトリック教会の取り組みを報告させていただいたが、プロテスタンツ派の教会も献身的に復興支援活動に尽力してくださっていることも報告する。

## 「令和六年能登半島地震の地域」ミニティにおける宗教法人の公益性に 関するセミナー 第七回宗教法人の公益性に 関するセミナー

令和六年七月の時点でも、特に奥能登の深刻な状況は続いていた。当連盟は、地域文化とコミュニケーションを支えてきた宗教法人の現状、並びに、山積する課題等を共有し、能登地域の今後を考えるため、七月十九日午後、真宗大谷派能登教務所（石川県七尾市）を会場として、「令和六年能登半島地震の地域」ミニティにおける宗教法人の現状と課題」をテーマに宗教法人の公益性に関するセミナーを開催。オンラインで同時配信を行った。また、文化庁、石川県、日本行政書士会連合会を招請して、令和六年能登半島地震に係る指定寄付金制度に関する説明を受けた。

石川県や富山県等から被災した宗教法人の関係者五十五名が会場に出席、オンライン配信には事前に五十名以上の参加申込があつた。以下に講演要旨を紹介する。

### 〈被災地の現状報告〉

被災地で活動する稻場圭信・大阪大学大学院教授は、「令和六年能登半島地震の地域」ミニティにおける宗教法人の現状と課題」と題し

て講演した。

七尾市出身の大坂大学の学生が年末年始の帰省中に被災し、小学校で避難所の運営に携わっ

ていたという経緯から、稻場教授は一月六日に同大学の教員と共に被災地に入つたことを説明。大阪大学、日本災害救援ボランティアネットワーク、真如苑救援ボランティア(SeRV)、七日にはシャンティ国際ボランティア会(SV)が合流し、金沢の真如苑施設を拠点として災害用備蓄の飲料水を被災地に搬送。稻場教授も支援のために同行し宗教者の活動を記録してきた。道路が寸断された状況で当初は緊急車両のみの通行に制限されており、一般ボランティアの被災地入りが難しいなかで、超宗派の宗教団体関係者、大学、災害NGO、行政、社会福祉協議会による連携が力を発揮した。稻場教授等の調査によると、発災直後の津波警報発令時には、少なくとも三十五カ所の宗教施設が一時的に緊急避難場所となり、千名ほどが避難したことも報告した。

今後は①地域コミュニティの資源としての「場」である宗教施設の再建をどうするか、②地震前から過疎化と高齢化が進行していた能登半島にある宗教法人が不活動化することへの懸念、③自主避難所を運営する宗教施設に行政からの連絡や支援が入りにくいことから災害協定の締結を進めるべきとの三点の問題提起があつた。

#### 竹原了珠・真宗大谷派能登教務所長は、冒頭

で、能登地方の住民の大部分は真宗大谷派の寺院に所属している門徒が多いことを説明し、この度の災害に対する多方面からの支援について感謝を述べた。また、被災した宗教法人に対して公的支援がなされることを願つてい心情を語つた。

竹原所長の自坊(寺院)も被害を受けたが、翌日には避難所を出て、能登教務所で災害対応をはじめた。一月三日の早朝に教務所を出発して、門前、輪島、能登町、珠洲市を巡回した経

緯を説明。想像を遥かに超える被害に言葉を無くしたこと、そして、能登は「復興」という言葉が当てはまらないのではないか、という思いを吐露した。

近年、能登における全仏教教団共通の根本的問題として、能登のほぼ全域が消滅可能性自治体であり、深刻な過疎地域化、超高齢化、継承者の問題等があつて、そもそも寺院の維持すら困難な状況があつた。法人の解散もやむなしという現実に直面しても、実際は経済的問題で解



令和6年7月19日 セミナー質疑応答 会場・真宗大谷派能登教務所(石川県七尾市)

休憩をはさんで、文化庁、石川県、日本行政書士会連合会が登壇し、指定寄附金制度について、それぞれが説明した。

#### 一色潤貴文化庁宗務課専門官

は、「令和六年能登半島地震に係る指定寄附金及び不活動宗教法人対策について」と題して講演した。令和六年五月二十七日に財務大臣の指定(告示)によつて、この度の「令和六年能登半島地震」により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、一定の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、指定寄附金として、寄附者は所得税又は法人税の税制上の優遇措置の適用を受けることができる。宗教法人が指定寄附金を活用するには、先ずは所轄庁に相談することを勧めている。

また、文化庁は社会的問題になつてゐる不活動宗教法人対策を推進しており、不活動状態に陥った宗教法人が、第三者による法人格の不当な取得により、脱税やマネーロンダリング等に悪用される恐れがあることから、不活動状態になる前に予防に努めることが望ましいと説明した。

散すら出来ないという困難を極めた状況があつた。また、寺院の維持が厳しいことから、コロナ以前から能登では名義貸しや実質的な乗つ取りのようなことが行われているという情報がある。被災寺院が復興できず、不活動化等が進むことについて危惧していることを報告。公的支援をどこまで活用出来るか、また、法人の解散を選択肢として進める事ができる環境を整備することも重要ではないか、と述べた。

#### 〈指定寄附金制度の説明〉

吉川将生石川県総務部総務課主幹(法規グループリーダー)は、「指定寄附金制度の申請事務の流れについて」と題して講演。実際に指

定寄附金の申請を行うための事前準備や、申請書類の書き方、寄附金受領の取り扱いなど、具体的な手順を丁寧に解説した。

### 日本行政書士会連合会の、井上超由許認可業務部社労税務・生活衛生部門次長、並びに、向

井隆郎石川県行政書士会会長は「行政書士の活用について」と題して講演。行政書士の業務とできるものについては相談に応ずることができ、実際に石川県行政書士会では、被災者支援の取り組みを行っていることを紹介。必要な支援ができることがあるため、指定寄附金の申請などに行政書士を活用してほしいと説明した。講演後に質疑が行われたが、会場出席席者からは、様々な思いが発言された。【文責、事務局】

指定寄附金制度に係る申請の手引きは、文化庁ホームページをご覧ください。



### YouTube 動画配信中

「令和六年能登半島地震の地域コミュニティにおける宗教法人の現状と課題」セミナーは、YouTubeで動画を配信しています。



【令和六年七月二十日の理事による視察】  
当連盟の宍野史生理事は、能登セミナー（令和六年七月十九日）の翌二十日に、竹原所長と奥能登の輪島市を視察、その後鳳珠郡穴水町の清琳寺を訪ねて、法岡敬人住職から次のような話を聞いた。約五十人の門徒を抱え、そのほとんどが団塊の世代で年金暮らしである。能登の寺院では、後継者が決まっていない寺院が三分の一だ。過疎が進み、多くの寺は十年から二十年後には解散を考えていたようだが、地震で壊滅的な打撃を受けて再起不能になってしまった寺院が多い。しかし、一人でも寺院や僧侶を求めてくれる門徒や檀信徒があれば、その思いだけで何とか踏みとどまろうと思つていて

能登の寺院は多いだろう、ということだ。  
また、竹原所長が七月十九日のセミナーでも述べていたが、被災地でブローカーらしき人物が宗教法人を見て回っていたということである。実際、数年前にコロナ禍による収入減少で困窮していた小規模寺院が寺院の運営を手伝うといって何度も訪問したブローカーに説得され、最後にはお金で決心させられて、包括離脱、その後名義貸しが行われた事例があつたといふ。

今回の災害で、能登地域では費用や残余財産の問題、檀信徒の離散等の理由から解散手続きもできず不活動化する寺院がますます増えるだろうと危惧している、と竹原所長は語った。

【令和七（二〇二五）年一月四日の能登半島地震一周忌忌日法会参列と被災寺院住職との対話】  
宗教者災害支援連絡会（宗援連・鳥蘭進代表）から現地視察の案内があり、令和七年一月四日、宍野理事、並びに、当連盟の戸松義晴宗教文化振興等調査研究委員会委員長は、石川県鳳珠郡穴水町の真如苑能登支部「能登半島地震一周忌忌日法会」に参列、また、被災寺院関係者と対話の時間を持ち、意見交換を行つた。  
一月四日、金沢駅前に午前九時前に集合した宍野理事、戸松委員長、島蘭代表、稻場教授はレンタカーで鳳珠郡穴水町の真如苑能登支部へ移動。途中、観光名所となつてゐる「能登長寿大仏」（一般財団法人真和園、及び、穴水町の



令和7年1月4日 真如苑能登支部主催  
「能登半島地震一周忌忌日法会」（鳳珠郡穴水町）

管理施設、現在は施設内立ち入り禁止）に立ち寄り、建物の破損や大型車専用駐車場の路面の亀裂を確認。三重の塔が柱座からずれ動いたままで、地震から一年以上放置されている現況を視察した。  
真如苑能登支部では、竹原了珠真宗大谷派能登教務所長、西川勢一真如苑總本部教務長、真如苑救援ボランティアサークル（SeRV）担当の八本氏、並びに、米川氏と合流し、震災から一年経つた現在の穴水町の状況について、また、地域コミュニティ施設再建補助金の各市町

の対応について等の情報交換、意見交換を行つた。

十三時から催行された真如苑能登支部主催「能登半島地震一周忌忌日法会」において宍野理事、戸松委員長が焼香を行つた。関係者、真如苑信者も多数参列した。

法会終了後、真如苑能登支部から車で同町内の高野山真言宗一乗院（鳳珠郡穴水町）に移動し、十五時頃から、一乗院において岩倉寺（高野山真言宗能登宗務支所・輪島市町野町）住職であり、輪島市議会議員でもある一二三秀仁住職と面談した。

一二三住職の岩倉寺は、輪島市町野町の海を望む山腹にあり、飛鳥時代、孝徳天皇の祈願所として開かれた古刹。一五〇〇年頃に修復開山した、地元漁師が豊漁祈願を行い信仰する檀家のみの寺である。岩倉寺は能登半島地震で被災し半壊となっていたが九月の豪雨災害で全壊した。今回面談会場となつた一乗院は、一二三秀仁住職の親族の寺院であつて、一月四日の時点一二三住職は一乗院に避難しているということであった。

一二三住職の話によると、元日の本震時に古い本堂の一部は崩れ、建物が数メートル山側にずれ動いてしまつたが、幸いが人はなかつた。また、地震後の津波を警戒したが、山腹から海岸を見たところ、海岸線が隆起していることに気が付いた。元日でもあつたため、寺には数人の食料や水などを多めに用意しており、下山するという信者一人ひとりに水を持たせ、住職や親族関係者は寺で六日間を過ごした。山腹にある寺の方が携帯電話の電波を拾えたこと、車で充電できただけに、車載テレビで情報を得ることができた。また、岩倉寺は青少年宿泊所をやっていたことから布団や灯油ストーブが多數あつたため、なんとかしのぐことができたそ

うだ。

輪島市議会議員でもある一二三住職は、発災後の市内の状況を確認したところ、地震で四方の道路に亀裂が入り他の地域から寸断され、孤立した集落もあり、電気がない、食べ物もない、電話もつながらない、何より役所にも地震の情報が入つてこない混乱した状況であつたそうだ。六日に岐阜からの消防隊が到着したことから、市外へ通じる道路開通を確認して、輪島市から避難した。これらの体験で、自助、共助、公助というが、何より自分が災害に遭つてしまつたときにはどうするか、自助を普段から考えておくことが大切だと実感したそうである。追い打ちをかけるように、令和六年九月二十一日、能登半島に線状降水帯が長時間かかる状況が続き、同日九時十五分頃に豪雨によって岩倉寺の裏山から水が出て崖が崩れ、寺と隣にあった自宅もろとも土石流に飲まれた。寺は全壊、自宅も二十メートルほど流れ一階は潰れてしまつた。住職は二階にいて助かつたが、一階にいた母親は閉じ込められてしまい二十四時間後に辛うじて救助され、一命をとりとめた。能登半島は平地があまりない。地域によつて仮設住宅も快適な環境が整えられているものと、そうでないものがあるため、抽選に当たつても仮設住宅の状況によつては入らない場合があるそうだ。また、二次避難で金沢市に移転する人々も一定数いることから、能登に戻らずに人口流出が進む可能性が高い。一二三住職がある避難所で被災した信者の高齢女性に会えた時のことである。つらい思いをしたのだろう、「秀仁さん、秀仁さん」と言つて泣きながら抱きついてきたのを、何もできず受け止めていた。一二三住職は僧侶として求められていることを感じ、また、僧侶はいかに信者さんたちのつらい気持ちに寄り添えるのか、常日頃の関係が大

切であると述べた。

最後に、一二三住職は「地域コミュニティ復興の観点から、社寺や教会の復興を急ぐべきだ」という意見をいただが、何より、地域に住む人々の生活の再建が優先されるべきだ。被災した住民が安心して暮らせることが何よりも大切な。地域住民の生活再建がなければ寺院の再建もない」と語つた。

寺院再建より市民の生活の再建を願う一二三住職は、輪島市議会議員の公的立場としての思ふ、一方で門徒でありながら地域信仰を持つ住民に支えられてきた寺院住職としての長年の経験からの言葉であり心情であろう。能登地域の



令和7年1月4日 岩倉寺（輪島市町野町）住職との対話  
(一乗院・鳳珠郡穴水町)

長い歴史と宗教文化、風土が、現在の信仰にも影響をあたえていることを感じた。信者や地域住民の生活難を考えると岩倉寺を無理に再建することは考えていらない、という住職の言葉が強く印象に残った。【文責事務局】

\* \* \*

### 【人口減少と宗教法人の不活動化の問題について】

令和六年能登半島地震を契機に、能登地域の抱える社会問題が明らかになった。

当連盟の令和六年七月の能登セミナーにおける真宗大谷派能登教務所長の発言によるとおる、能登におけるすべての仏教教団共通の根本的問題として、能登のほぼ全域が消滅可能性自治体であり、急激に深刻化している広域の過疎地域であり、そもそも小規模な寺院がほとんどそのため、維持することが困難な状況であった。さらに超高齢化も同時に深刻化していく、継承者が決まっていない寺院の割合が高いということである。

当連盟理事による、令和六年七月と令和七年一月の現地訪問と、被災寺院関係者との対話を通して、被災前からすでに問題となっていた能登地域の人口減少問題と社寺等の存続問題がさらに深刻になっている現状を知ることとなつた。能登教務所長の「能登は『復興』という言葉が当てはまらないのではないか」という言葉がその状況を表している。能登は、平成十九年能登半島地震の被災から復興したばかりで、この度の地震と豪雨災害が追い打ちとなり、金沢市と能登半島での二拠点生活を送っていた人々が、今回の被災で能登には戻らない可能性があること。人口流出がさらに進むことで起こる宗教法人が抱える問題が明らかになってきた。

更に、日本全国には人口減少により限界集落

化が進む地域が多数存在している。そのような地域では、社寺教会も地域住民も、後継者不足は死活問題である。特に、宗教法人に関する言えば、氏子、檀信徒、門徒、信者が極端に減ってしまう、宗教法人の存続 자체が困難となることは明白である。現状は、宗教法人の解散手続きは簡単にできるものではなく、後継者がいなければ合併すればよいという簡単な問題ではない。今回のように氏子や檀信徒、門徒、信者が離散して避難している場合はなおさら手続きが困難になる。今後は宗教法人の不活動化が進み、名義貸しや法人格の乗っ取りで悪用されるなどの社会問題が各地で起こってくることが考えられ、能登地域はすでに待ったなしの状況である。

地縁による結びつきが強い神社や寺院等は、

氏子や檀信徒、門徒、信者から、神職や僧侶、教師が求められ、また、信仰対象としての神社、寺院、教会施設が求められるのであれば、可能な限り存続の道を切り開いていくように考えるであろうが、能登地域の実際を見ると難しいと言わざるを得ない。宗教界全体の問題として情報共有し、協議を重ねて対策を講じることが急務だ。

被災された方々にとって、この一年は「日常」ではなくなってしまった辛い一年であった。現在も現地で支援活動を続けているシャンティ国際ボランティア会の言葉どおりに「地域の人々と一緒に復興の道を探りながら『ゆっくり、ともに住んで、ともに歩んでゆく』こと」が必要とされている。

今後、能登地域では再建できない宗教法人の解散の問題や、不活動化の問題が起こると予測されるが、宗教界全体の問題として智慧を集結することが求められている。

## 予算・税制等に関する政策懇談会において、政府与党自由民主党に要望を提出

政府与党である自由民主党は、各種団体より令和七年度の予算、税制、一般政策に関する要望を聴取し、意見交換を行うとして、当連盟に對して要望書提出の要請があった。令和六年十一月十八日、自由民主党本部において、理事、委員長、事務局長等が出席して意見を述べ、令和六年能登半島地震災害に関する復興基金について、意見交換を行つた

以下「要望」を掲載する。

### 【予算・税制・一般政策】に関する要望

一、令和六年能登半島地震災害による、円滑かつ速やかな復興の実現に向けて、指定寄附金制度をはじめとした被災支援に係る「各種行政手続申請」の支援費用として、復興基金を積極的に活用できるよう切望します。

○この度の、能登半島地震で被災した宗教法人を含む公共・公益法人等に係る指定寄附金制度（令和六年五月二十七日財務省告示第一四四号）が指定されました。当該地震により甚大な被害を受けた被災社寺等にとって、復興に向けた大きな希望になるものと存じます。

○しかし、その後の奥能登豪雨災害による二重被災などもあり、多大な損害を被り、通常の活動を行うこともままならない非常事態下にあって、被災により避難生活を送っている代表役員（宮司、住職など）もいる中で、指定寄附金の煩雑な申請書類の作成や所轄庁との調整など当該申請手続きを行うことは困難を極めるものと危惧しております。

○当連盟でも、過去の震災において、指定寄附

金の申請手続きの煩雑さ故に申請を断念したという事例があつたと聞き及んでおります。この

点、申請に際して各県の行政書士会等の協力・支援を得られるのであれば、本制度の利用も進

み、被災社寺等、宗教施設の復興の加速化にながつていくものと考えます。また、こうした状況は、宗教法人関係者だけではなく、当該地震により被災された多数の住民や他の法人関係者も同様かと思われます。

○石川県では、今般の復興基金を基に被災者・被災法人に対する様々な支援メニューが創設されておりますが、未だ震災の影響から回復していない被災者・被災法人が、当該支援メニューを活用するため自ら申請手続きを行うには困難が伴い、ひいては申請を断念してしまい、復興につながらない地域が出てくることが予想されます。

○地域コミュニティの再生の観点から、また、復興の加速化を図るために、今後の災害対応としても、被災者・被災法人が行う「各種行政手続申請」の手続きに係る支援の費用として、復興基金を活用できるように各都道府県への働きかけを切望します。

**二、災害対応、防災・減災対策など、宗教法人が行う社会に貢献する活動に対し、「政教分離」の偏った解釈による不合理な課税等が行われないことを切望します。**

○文化庁宗務課による令和三年一月二十五日付け事務連絡「宗教法人が行う社会貢献活動について（情報提供）」で、宗教法人が広く不特定多数の市民を支援、救済するなど、公益事業として社会に貢献する活動を行う場合、それが地域社会のニーズを満たし、必要不可欠との社会通念を踏まえており、かつ、宗教法人側でも、その活動が教義・教憲、実践綱領等に基づくものであると明確に説明、判断できる場合は、「宗教活動」であると整理することが可能となります。

した。

○近年、大規模災害時には、社寺仏閣・教会等、法人の大小にかかわらず、共助の担い手として、宗教法人施設で被災者を受け入れ、宗派を超えて救援活動や支援活動を行うなど、宗教施設が果たす役割は大きいものがあり、そのため区市町村等と宗教法人との災害協定が結ばれてきています。

〔具体的に〕

▼災害時に境内地や本殿・本堂・教会・参集所・庫裏等を一時避難施設として開放する。

▼境内での緊急車両の駐車スペースを提供する

▼井戸水の無償による共用

▼災害備蓄品など災害時に役立つものの保管、など。

○については、上記事務連絡を踏まえ、今後も宗教法人が行う災害対策や地域支援などの社会に貢献する活動については「政教分離」の偏った解釈による不合理な課税等が行われないよう切望いたします。

**三、信仰・宗教に関連した文化財の保護について引き続き積極的な支援を要望します。**

○宗教法人が所有者管理者となつてている国宝・重要文化財は多数あり、全体の約六〇%近くを占めています。(平成二十九年五月一日現在・「文化財に関する基礎資料」文化庁平成二十九年十一月より引用)

◆建造物 六六%

【宗教法人が所有者・管理団体である重要文化財の割合】

一、六一八件(宗教法人)/二、四六五件(全体)

六〇五五件(宗教法人)/一〇、六五四件(全体)

◆美術工芸品 五六%

るものを見守り、後世に継承するために、継続的・安定的な支援が必要です。

○また、信仰文化や信仰よりも生じた風俗習慣や民俗文化財についても、伝承者の養成や保存施設の整備に支援を行うべきで、いずれも、憲法第二十条及び第八十九条のいわゆる宗教条項の偏った運用がないよう強く求めます。

○平成三十一年四月に創設された文化財保存活

用地域計画によって、地域の実態に合わせた文化財の多様な保存・活用の仕組が整備されていますが、地方公共団体が計画を策定・変更するにあたって組織する協議会へは、宗教法人等の文化財所有者の積極的な参加を一層働きかける必要があります。

○更に、近年のオーバーツーリズムは社会問題

になつていることから、社寺仏閣・教会等も観光資源として、地域との協働が重要であり、信仰に根差した文化を「保存・継承」するため、施設や文化財の保存活用に対して、国際観光旅客税の引き続きの活用や、観光庁による「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」のより柔軟な運用など、積極的な支援がなされますよう要望します。

**四、税制に關し、宗教法人に対する公益法人税制の適用が維持されるよう要望します。**

○現在、宗教法人は公益法人等として、公益法人税制の適用を受けています。

○宗教法人が行う収益事業に係る収益は、宗教

活動、若しくは、公益事業のために使用し、營利を目的とするものではなく、あくまでも、宗教法人の財政面を支え、宗教活動を推進するためのものであります。

○当連盟でも適切な法人運営を推進していますが、本来の宗教活動が活発に行えるように、宗教法人に対する公益法人税制適用の維持を要望します。

## 五、公教育における宗教に関する教育の推進について要望します。

○「宗教知識教育」「宗教文化教育」は、未来を担う子どもたちの宗教的な感性や宗教的情操の基礎を涵養し、「いのちの尊厳」や「思いやりの心」を育むとともに、豊かな人間性の基盤を形成するのみならず、グローバル社会において多様な文化を理解し、協働する力を養うことで、文化や信仰におけるタブーや人権侵害の危険性を避けることにも繋がります。

○また、日本では宗教に対して「怖いもの」「危ないもの」「馴染みにくいもの」という感覚を持つ傾向がありますが、様々な宗教文化や宗教に関する歴史などを学ぶことで、宗教を客観的に見る力も備わるものと考えます。

○憲法と教育基本法（第十五条第二項）が禁止するところは、特定の宗教や一宗派のための宗教教育であって、中教審「答申」（平成十五年三月二十日付）の通り、公教育でも「宗教に関する知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要」であります。引き続き「宗教知識教育」と「宗教文化教育」の更なる推進への協力を願います。

## 六、不活動宗教法人対策について、宗教界では対応しきれない事案への対応に引き続き協力を願います。

○不活動宗教法人対策として、文化庁宗務課長より「宗務行政の適正な遂行について（通知）（令和五年三月三十一日付）が各都道府県宗教法人事務担当課長宛に発出されましたが、各社寺教会が所属する包括宗教法人においても不活動対策を進めています。しかし、不活動の要因となる過疎化や少子高齢化、継承者不足等々の社会問題は宗教界のみで解決できるものではありません。人的にも経済的にも大変に厳しい現状があります。

○土地や建物等の残余財産の引き取り手がない法人の解散にあたり、宗教法人法第五十条の三

に定められた国庫への帰属が行われた事例（令和三年十月清算手続きの決了・島根県、浄土宗寺院「金皇寺」）はありましたが、不活動宗教法人の不正利用防止の観点から、宗教界では対応しきれない事案への対応について、引き続き協力を願います。

## 七、厚生年金保険制度について制度改正に際しては適用される団体の実態に即したものとされるよう要望します。

○現在の厚生年金保険制度は、主に会社企業等法人の労働者の定年退職後を保証する制度であります。

○しかし、宗教法人のように定年制度のない業種や職種もあり、終身働きたり、他の職種を兼業したり、家族一、二名で法人を支えている方々が多数存在しています。

○年金制度の改正に際しては、そのような様々な働き方に充分分配慮し、実態に即したものとされるよう要望します。

## 八、インボイス制度並びに電子帳簿保存法対応にあたり、宗教法人へのIT導入補助金等の適用について要望します。

○令和五年十月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）対応のために中小企業庁はIT導入補助金等を設けていますが、「宗教法人」は補助金の対象外とされています。

○その理由は、「収益事業による収益が宗教活動に使われることがあらかじめ想定されている宗教法人への補助金の交付は、憲法二十条第一項又は第八十九条に抵触するおそれが否定できません」とのことですが、中小企業等と同様に法人税等を納税しているにも関わらず宗教法人のみ適用対象外とすることは、かえつて憲法十四条の法の下の平等に抵触することは、かえつて憲法十四

○補助金申請の機会は公平に与えられるべきであり、その上で可否の判断は申請後に公正に行われるよう要望します。

## 九、二〇二五年の大阪・関西万博実施を見据え、宗教的配慮を要する外国人の受け入れ環境整備として、多宗教対応の礼拝施設の設置と多様な宗教文化の理解への対応を要望します。

○令和三年の「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会」において、宗教界はJOCや東京都と協力し、選手村に布教や伝導を目的とした多宗教センターを開設しました。これは、国際会議等において多宗教の礼拝施設設置が標準であることに由来しています。

○令和七（二〇二五）年の大阪・関西万博の開催を考慮して、多様な宗教文化の理解を推進いただき、多宗教の礼拝施設の設置や宗教食の理解に資する対応がなされますよう要望します。

## 十、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の被害者の救済と財産的被害の保全について。

○被害者を苦しめている実情には財産的被害と家庭の崩壊などの精神的被害があります。当連盟の構成団体である日本キリスト教連合会加盟教団では、これまで長い期間にわたって脱会者の辛い思いに寄り添う支援を行ってまいりました。私たち信仰者は、これからも被害者的心に寄り添つてまいります。

○所轄庁より解散請求がなされた今、被害者の皆様の財産的被害への対応も重要なと存じています。それは、一般的な民事訴訟と同様に、まず個々の被害者が債権を確定し、請求や保全の手続きに入ることが重要であると承知しております。そのための供託担保に係る支援など、政府与党には、これまで同様に被害者に寄り添うご対応をお願いします。

以上

令和六（二〇二四）年活動報告

一月一日 「令和六年能登半島地震のお見舞い」公開  
一月十八日 赤池誠章参議院議員主催勉強会に出席し能登半島地震について意見交換

二月三日 文化庁による特定不法行為等被害者の特例法に基づく指定宗教法人及び特定宗教法人の指定に関する運用基準に関するパブリックコメント募集に対して、意見を提出

二月七日 文化庁主催・不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）に委員長、事務局出席（於文化庁序舎）

二月十三日 文化庁と能登半島地震に関する意見交換（於 文化庁序舎及びオンライン）

二月二十六日 文化庁・日宗連共催・消費者庁講師による「『不当寄附勧誘防止法』及び『特定不法行為等被害者特例法』に関する」岡山県説明会開催（於 岡山プラザホテル）

三月四日 文部科学大臣と面談し令和六年能登半島地震に係る指定寄附金制度「要望書」提出（於 文部科学省序舎）

三月二十一日 令和五年度第三回理事会開催（明照会館並びにオンライン会議併用）

四月五日 「台湾で発生した地震災害のお見舞い」公開

四月十七日 能登半島地震に関する報告会「令和六年能登半島地震における宗教施設、宗教者の対応」開催（オンライン）

五月十三日 令和五年度の監査実施（於 明照会館）

五月十四日 第四十一回庭野平和賞贈呈式に理事長が出席祝辞（於 國際文化会館）

五月二十八日 厚生労働省主催・千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式に事務局長が参列

五月二十九日 全国教誨師連盟主催「第四十回教師大会（札幌）」及び「第六十回札幌矯正管区教誨師研修札幌大会」に理事長が参列祝辞（於札幌パークホテル）

六月一日 『日宗連通信』を発行

六月五日 令和六年度第一回理事会開催（明照会館並びにオンライン会議併用）

六月二十七日 令和六年度定時評議員会を開催、役員改選（明照会館及びオンライン会議併用）

六月二十八日 みなし決議による理事会で令和六年度理事長（代表理事）に石倉寿一・新日本宗教団体連合会理事長を選定

七月十九日 「令和六年能登半島地震の地域コミュニティにおける宗教法人の現状と課題」セミナー開催（於 真宗大谷派能登教務所・石川県七尾市）

七月二十日 理事が奥能登を視察

七月二十三日 駐日米国大使館担当者等が来訪し「信仰の自由に関する国際報告書」に関して理事と面談

八月五日 『別刷日宗連通信』を発行

八月十五日 政府主催・全国戦没者追悼式に理事長が参列献花

八月二十九日 第五十八回教誨師中央研修会に理事長代理として事務局長が参列し宗教教誨事業功労者十二名に感謝状を贈呈並びに祝辞（於法務省庁舎大会議室）

九月五日 宗教関係各紙と日本宗教連盟との懇談会（第三回）／文化論説懇談会並びに文教問題懇談会と日本宗教連盟との懇談会（第三回）を開催（於 大本山増上寺）

九月十八日 浄土真宗本願寺派主催・千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要に事務局が参列

九月二十一日 國際平和デー日本委員会主催・國際平和デーに全国で平和を祈る鐘打式に協力

十月十八日 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会主催「秋季慰靈祭」に理事長参列献花



令和六年度文化庁長官表彰

令和六年十二月十七日、京都ブライトンホテルにおいて令和六年度文化庁長官表彰が執り行われ、我が国の宗教文化の振興に尽力している者として、日本宗教連盟の土屋潔元理事（写真右）、山田一眞元評議員（写真左）、島蘭進元理事（欠席）の三名が受賞した。

十月二十五日 全国葬祭業協同組合連合会主催  
「第六十八回全国《奈良》大会」に理事参列

十一月十八日 政府与党自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に理事、委員長、事務局長、幹事が出席し要望提出

十一月二十日 世界連邦日本宗教委員会主催「第四十三回世界連邦平和促進全国宗教者・信仰者京都大会」に理事長出席祝辞

十二月二十一日 菊地功理事の「枢機卿叙任祝賀ミサ」に理事、事務局長、幹事参列（於 東京カテドラル）

令和七年一月四日 理事、委員長が石川県鳳珠郡穴水町を視察、真如苑能登支部主催「能登半島地震一周忌忌日法会」に参列

○幹事会 三月八日、五月九日、八月六日、十月二十二日、十二月二十四日

○厚生労働省年金局と意見交換 八月二十八日、十月二十二日、十一月二十七日

○文化庁と意見交換 四月三日、十一月二十九日

○文化庁・開催都府県主催「宗教法人実務研修会」九会場での講義 九月五日、十月三日、十月七日、十月八日、十月三十日、十一月五日、十一月七日、十一月十二日、十一月二十五日